

NPO 純正律音楽研究会会報 ～2014年5月発行～

ひびきジャーナル



〒168-0072 東京都杉並区高井戸東 3-2-5-102 Tel:03-5317-0291
Fax:03-5317-0289 e-mail:puremusic0804@yahoo.co.jp

No.40

発行日 平成26年5月20日
発行責任者 NPO 法人 純正律音楽研究会
編集 相坂政夫



吉原佐知子(箏)



水野佐知香(ヴァイオリン)



三宅美子(ハープ)

新緑が目にあざやかな季節となりました。会員の皆様いかがお過ごしでしょうか。今年最初の「第三回 玉木宏樹メモリアルコンサート」は3月29日新宿角筈区民ホールで盛況のうち、無事に終了致しました。多くの皆様方にご来場頂き誠にありがとうございました。次回コンサートは9月20日土曜日、茗荷谷の「ラリール」で、昼の部午後2時開演、夜の部午後6時開演と、初めての二回開催予定です。皆様のご来場をお待ち申し上げております。

前号でお知らせ致しました CD 制作、協賛者募集には多くの方々の協賛を戴き、誠にありがとうございました。CD タイトルは「日本の調べ」となり、曲目は「愛燦々」「悲しき口笛」「北の宿から」「いつでも夢を」「津軽海峡冬景色」「女一人」等 15 曲入りで現在、最終仕上げの、録音編集、ジャケットデザインの検討と進行致しております。少々遅れておりますが、5月中旬には入稿し、仕上がりは6月中旬の予定でおります。

また、同時に新 CD「日本のうた 世界のメロディー」をリリース致します。この CD は 16 曲入りになっています。お楽しみに。
今後とも純正律音楽研究会をよろしく願い申し上げます。

最近のコンサートとレコーディング

洗足音楽大学教授・ヴァイオリニスト
NPO 法人 純正律音楽研究会 代表
水野佐知香

忘れもしない今年のバレンタインデー！

あの大雪の中、アメリカ大使館でのニューヨークフィルメンバーのコンサートとパーティに行ってきました。

大使館の門を入った瞬間別世界！すばらしい建物、白銀の庭園、お料理など...！今回は、大使館の方から大学生 5 人と高校生 3 人の生徒さんたちのご招待をいただき引率して行ったわけですが、この高校生たちが凄い！帰国子女の生徒さんたちで、目がキラキラ、背筋をぴんと伸ばして臆せずケネディ大使にはもちろんお客様達とも対等に、もちろん英語で流暢に会話をしているととても輝いていました。こんな子たちが背負ってくれたら日本の未来は安心なのに...なんて思い、とても頼もしく感じました。

肝心なコンサートは弦のアンサンブルと聞いていましたが、今回はオーボエ、フルート、ホルン、ファゴット、クラリネットの五重奏でした。これまた凄い！純正律音楽研究会の代表といたしましては、このすばらしい美しいハーモニーを皆様にお聴かせしたい！と。ご承知だと思いますが、管楽器も弦楽器と一緒に音程を自由に動かし合わせていきます。一人一人もすばらしいですが、アンサンブルが見事！ハモっている和音のバランスが神技、テクニックはもちろん楽器の組み合わせにより音色もどンドン変わり、まるで魔法にかけられたような幸せな時間を過ごすことができました。

この 3 月は、洗足学園で「室内楽フェスティバル」を開催。元東京クアルテットの原田幸一郎先生、池田菊衛先生、磯村和英先生を中心に日本を代表するチェロの山崎伸子氏、ヴァオラの百武由紀氏と洗足学園の先生方を講師に中学生から 30 才までの生徒さんたち 100 人程集まり、室内楽漬けの感動の一週間でした。今回の目玉は、クアルテット等自分たちで組んでいるメンバーで受講する A コースと個人参加ですばらしい先生方と共演しながら受講できる B コースを作ったことでした。もちろん A コースの受講生は大学生以上なので、すばらしい先生方のレッスンを堪能していましたが、B コースの初めてクアルテットを経験する中学生高校生の生徒さんたちがドキドキしながらも先生方に必死についていき音楽を作っていく姿は感動的でしたし、初体験がこんな先生方と弾けて羨ましいな！と。

これは、私が企画していたものですが、密かに純正律の普及に関わっているのではと自負しています。クアルテット等室内楽を経験することで美しいハーモニーを聴き演奏する人が増え、玉木さんの言う「穏やかな人が増えて世界が平和になる」貢献ができるのではないかと。世界から見るとアリよりも小さいこ

とだとは思いますが...

ところで、3月末はCDのレコーディングが続きまして。愛知県蒲郡市の外科医で指揮者の村松泰先生から「俺の最後のCDを作りたいのでモーツァルトの3番を弾いてほしい！」と言われ、石橋メモリアルホールで2日間でレコーディング。いや～！コンチェルトの録音は本当に身が縮みます。相手がオーケストラだけに取り直しがほとんどできないので、一音もはずせないし...迷惑かけるし...モーツァルトはソリストの力量が全部みえてしまうし...！と言っても、とても楽しくおわりましたが...。反省点はいっぱい！でも、モーツァルトの表現の深さ音色の出し方にたくさんの発見がありました。本当に一生勉強です。

続いて純正律音楽研究会のレコーディング！ハーブの三宅美子さん、お箏の吉原佐知子さん、そしてディレクターの杉本伸陽さん、康子さんご夫妻との3日間、濃かったです。すっかり家族でした。楽譜の山を見ながら「全部終わるのかしら？」と自問自答。響きのすばらしい相模湖交流センターで朝9時から夜9時まで頑張りました！おかげさまで32曲とりました。館長さんが素敵な方で、旅館はもちろん休業日のレストランまで全部手配をしてくださり感謝でした。お昼は会館名物の「ダムカレー」、ダムの形をしたカレーを美味しくいただきました。夜は相模湖の街を、お星様を見ながらレストラン、旅館まで歩き相模湖生活をエンジョイ！昼間のレコーディングに向けてのエネルギーを補給！三宅さんと吉原さん、素晴らしかったです。玉木さんの残した楽譜から二つの楽器に割り振り、その場の即興も入れながら録音が進みました。楽譜はハーブとお箏に分けては書かれていないのです。曲によりチューニングも考え、とても神経を使われたことと思います。おかげで後世に残る演奏をしていただきました。

そして、今回はディレクターを杉本さんをお願いできてよかったと本当に感謝しています。杉本さんは、ヴァイオリニストであり、玉木さんと一緒に玉木クアルテットで演奏したり、玉木さんの楽譜を浄書(清書)したり、玉木さんを知り尽くしている方です。音質、音色、バランス等、音楽家として聴いていただけ、判断してくださったり、音がわからないところは「耳コピー」をしてくださり楽譜にかいてくださったり、ディレクターというより総監督!!本当に感謝でした。事務所からも1日応援にきてくれましたが、いつも私の写真を撮っていただいている木村さんご夫妻も泊まり込みで撮影がてら応援に来てくださいました。今回のレコーディングクルーは最高でした。

でも最後の曲は閉館ギリギリまで、お片づけしていただく職員の方にもご迷惑をおかけしました。ありがとうございました。

私事ですが、5月で91歳になる義母が肺炎になり2月末に入院しました。お医者様というのは、その人にショックになるであろうことを話すのに、患者本人のベッドの側で大きな声でお話をされるのですね！義姉が緊急入院した時もそうでしたが「危篤になられた時は延命治療されますか？え～と3つの選択が

あります。心臓マッサージ.....、etc.」と。
あとから考えたら大切なことを聞いてくれたのだと思いますが、緊急入院した患者さんにとってみたら「私、とってもあぶないかも？」と誤ってしまいますよね！せめて「ご入院された皆様にお聞きしていますが.....」なんて前置きがあったら親切なのにと考えます。今回も同じでした。「この病気は五分之一が亡くなります。」から始まり、「これ以上やることはありませんし、入って来られた時は多臓器不全で重症でしたけど、このお歳でよくここまで治りましたね。でも血管はいつ血栓をどこにおこすかわかりませんし、敗血症になった足はどのようになるかわからないですが、」という病状説明もベッドの足元でしかも大きな声.....ほとんどしゃべることのできない義母は、そんな話は聞きたくないという感じで顔をしかめて大きな声で「アー、ーン」。全部聞こえているし、理解しているのですよね！人は、意識不明になっても反応はできなくても全て聞こえてるといいます。皆様！聞こえていないと思って「ここがこんなに悪いし、血圧も低いし...、お葬式はどこで？」なんてお話しされたことはありませんか？最近訃報に接することが多くなりましたが、人の一生の短さを痛感します。私はまだまだと思っていても、確実に歳は取っていくし、いつ寿命がくるかわからないのに...！あつという間に人生って終わるのではないかと。昔、父によく言われました。「毎日を悔いなく過ごすように！」教えはなかなか守れず、その日のことを終わる前に眠くなると寝てしまっています(笑)。あー父よ！教えを守れずごめんなさい！きっと天国で苦笑いをしていることでしょう。

暑くなったり涼しくなったり、天候不順な毎日です。お身体を大切にお過ごしください。CDを「お・た・の・し・み・に.....」

ムッシュ黒木の純正律講座 第39時限目
平均律普及の思想的背景について(28)
純正律音楽研究会理事 黒木朋興

前回は、モデルにいかに似ているか、つまりモデルを上手に再現出来ているか、が良い絵であることである時代が終わり、絵としていかに面白い表現が出来るかが基準となり始めたのが19世紀末であったという話をした。あるいは、この時代にフランスの前衛の画家たちに多大なる影響を与えた浮世絵を思い浮かべてみよう。確かに、描かれているのは、富士山や波など、現実界に存在するものであるが、浮世絵のそれは壮大さを演出するべくデフォルメされていることが分かる。そこで評価されているのは、モデルへの近さではなく、表現の面白さということになる。とすれば、世紀末の前衛の画家達に浮世絵が何故人気があったかが分かるだろう。

20世紀に入って芸術の世界でもはやされた言葉の一つに「composition」がある。音楽でいうと「作曲」である。語源から説明すれば「com」が「共通の」という接頭辞であり、「position」が「置くこと」なので、「composition」は

「共に置くこと」の意味となる。つまり、様々な音を配置していくこと、あるいはメロディー、ハーモニーやリズムを組み合わせることで作品を作ることが「作曲」というわけだ。音楽では格段に新しい話題ではない。

しかし、20世紀の前衛芸術の世界では「composition」というタイトルの絵画作品が多く描かれたことを指摘しておきたい。ネット上でワシリー・カンディンスキー、ピエト・モンドリアンやジョアン・ミロなどの名前と

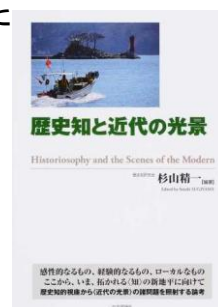
「composition」というタイトルで検索をかけてみれば、たくさんの画像がヒットするだろう。これらの作品は最早画家の目の前の風景や人物などの対象を写したもの=表象したものではなく、様々な色と形からなる線と形象を組み合わせることで一つの作品を成立させているのである。対象に似ているかどうかではなく、色と形を自由に組み合わせることで今までにない新しい表現を実現させることが、芸術の価値を決めることとなったというわけだ。こうして素人には所謂「落書き」としか思えない絵画が高い評価を得ていくこととなる。繰り返しておくが、このような絵画は、かつては描かれる対象であった<神>や王侯貴族から主権を奪いとり民主主義を開始した民衆の美しさを讃えるものであり、それ故に顕揚されたということを言い添えておく。

このような「対象を正確に写すこと」=<表象>から解放された絵画とは、実は「音楽のような作品」を目指して開発されたものであることを指摘しておきたい。実際、器楽は何かの表象ではない。純粋に音の組み合わせ=compositionだけで独自の芸術世界を紡ぎ上げている。表象から解放されたこの音楽という芸術の特徴が、19世紀末において、他の芸術に憧れられる重要な要素となったのである。

こうして音楽に憧れた絵画が具象から解放されて抽象への道を歩み始めた様子は、例えば、マネやモネなどの作品のその軌跡を確認することが出来る。そのような画家達に囲まれて、彼らの理論的支柱となったのが、詩人ステファヌ・マラルメである。そして、作曲家のドビュッシーはそのマラルメに憧れて、独自の作曲法を編み出すことになる。それが所謂「無調性音楽」の萌芽であったのだ。

★ 私の平均律に関する論文が掲載された論集が刊行されました
「歴史知と近代の光景」(社会評論社刊) 税込価格 2,592 円
収録作品一覧

歴史知の現在	杉山精一 著	7-17
平均律の普及の思想的背景	黒木朋興 著	19-41
「和泉屋染物店」の構成	杉山精一 著	43-60



文献にみる^{ことだま}言霊と^{おとだま}音霊について

純正律音楽研究会 正会員
株式会社 HBR
代表取締役 佐々木 亮

純正律音楽を聴く度に心が和むのは、何故だろうか。それは^{おとだま}音霊の世界にいるからではないのか。日本では古来より神社では大^{おおほらいことば}祓詞が奏上されている。この^{おおほらいことば}大^{おおほらいことば}祓詞を唱え続けるとストレスの解消になり心が和んでくる。この^{おおほらいことば}大^{ことだま}祓詞は言霊である。(葉室頼昭著、大祓知恵のことば)

^{ことだま}言霊とは、広辞苑では
「わが上代において、言葉に霊威があり、その力が働いて、言葉通りの事象がもたらされると信じていた言葉の持つ不思議な力」
と説明されており、古語大辞典(小学館)では、「言葉に宿っている霊力」と説明し、続いて「語誌」として
「上代では言語に霊力があり、願望・祝福の言葉を述べれば幸運や祝福が実現し、その反対に、不吉・怨根の言葉を述べれば、その語により禍難・凶事が実現するという考え方があった。つまり、言語には霊力がこもっていて、その霊力が禍にも福にも働くと考えた。これが^{ことだま}言霊信仰で、祝詞・寿詞・呪文・となえごと・諺・和歌・あいさつ語など言語の内面にも^{ことだま}言霊がひそんでおり、また、そのために言語を発するには相当の用意が必要であるとされたらしい。」
と解説されている。

^{ことだま}言霊として、どの文献にも取り上げられるのは万葉集で次の三首である。括弧内の口語訳は萬葉集全注(有斐閣)より採用した。

1, 山上億良が第九次遣唐の大使多治比真人広哉に壮行歌(万葉集 894)として

好去好来の歌一首 (さようなら、ごきげんよう)

神代より ^つ言い^く伝て来らく (神代から言い継いできた)

そらみつ ^{やまと}倭の国は (そらみつ 日本の国は)

^{すめかみ}皇神の ^{いつく}厳しき国 (おごそかな 神々の国)

^{ことだま}言霊の ^{さき}幸はふ国と (^{ことだま}言霊の ^は栄え有る国と)

語り継ぎ 言ひ継がひけり (語り継ぎ 言い継いできた)

今の世の 人もことごと (今の世の 人々も皆)

目の前に 見たり知りたり (まのあたり 見て知っている)

人さには 満ちては あれども (たくさんの 人の中から)

たかひか 日の御朝廷 (天皇の 神慮のままに)
 高光る 日の御朝廷 (天皇の 神慮のままに)
 かむ め 神ながら 愛での盛りに (大臣に 寵用さて)
 神ながら 愛での盛りに (大臣に 寵用さて)
 あめ まお 天の下 奏したまひし (国政を お執りになった)
 天の下 奏したまひし (国政を お執りになった)
 え 家の子と 選ひたまひて (名門の子と 選りたまい)
 おおみこと 勅旨 載き持ちて (大命を 拝戴されて)
 もろこし 唐の 遠き境に (はるばると 唐へおもむく)
 唐の 遠き境に (はるばると 唐へおもむく)
 つか まか 遣はされて 罷りいませ (使者として 船出なさると)
 うなはら 海原の 辺にも沖にも (海原の 辺にも沖にも)
 かむ うしわ いま 神づまり 領き坐す (鎮まって 支配あそばす)
 もろもろ おおみかみ 諸の 大御神たち (神々が 寄ってこぞって)
 ふなのへ 船舳に 導きまおし (船の舳で 先導申し)
 あめつち おおみかみ 天地の 大御神たち (天つ神 国つ神たち)
 やまと おおくにたま 倭の 大国魂 (大和の 大国魂が)
 あま みそら ひさかたの 天の御空を (ひさかたの 大空高く)
 あまがけ 天翔り 見渡したまひ (飛び翔り 照覧し給い)
 かけ 事終り 帰らむ日には (大任を 果たして帰る)
 おおみかみ また更に 大御神たち (その日には また神々が)
 ふなのへ みて 船舳に 御手うちかけて (船の舳に み手をうちかけ)
 すみなは は すみなは 墨縄を 延へたるごとく (墨縄を 引いたかのよう)
 ちか さき あぢかをし 値嘉の岬より (あぢかをし 値嘉の崎から)
 おおとも みつ はまび おおとも みつ 大伴の 御津の浜辺に (大伴の 御津の浜まで)
 ただは 直泊にて 御船は泊てむ (一直線に 御船は泊てよう)
 さき 恙無く 幸くいまして (さようなら ごきげんよう!)
 はや 早帰りませ (どうか御無事で いってらっしゃい)

2, 柿本朝臣人磨(万葉集 2506)

ことだま やそ 言霊の 八十のちまたに (言霊の活動の活潑な四辻で)
 ことだま 言霊の 八十のちまたに (言霊の活動の活潑な四辻で)
 ゆふけと 夕占問ふ (夕占をした)
 うらまさ の いも 占正に告る 妹はあひよらむ (正しくお告げがあった。あの娘は靡き寄るだろ
 うと)

3, 柿本朝臣人磨(万葉集 3254)

しきしま 磯城島の 大和の国は (磯城島の大和の国は)
 ことだま たす 言霊の 佐くる国ぞ (言霊が助ける国である)

まさき
真福くありこそ（無事でいて下さい）

以上三首の万葉集から、言^{こと}霊^{だま}には神から発揮される霊力であったと云える。

万葉集以外に、言^{こと}霊^{だま}は祝詞として現在にも受け継がれている。延喜式祝詞は、平安時代初期の弘仁年間(810～824年)、それ以前から宮廷に伝誦されて来た祝詞が筆録されたものであり、大^{おお}祓^{はらい}詞^{ことば}はこの中の一編である。

言^{こと}霊^{だま}の研究は、江戸時代に盛んに行われた。豊田国夫の「言^{こと}霊^{だま}信仰」による言^{こと}霊^{だま}の字を冠する書籍だけでも五十種類ある。

語の一つ一つの音もしくは五十音図の各行の音に固有の意義を認め、音と義(訓)とが結合するものであるとし、語義語源を説く音義説(一音一義説、一行一義説等も含む)がある。

言^{こと}霊^{だま}については諸説あるが、金田一京助と折口信夫の説を代表的言^{こと}霊^{だま}論として次に掲げる。

金田一京助は「言^{こと}霊^{だま}をめぐりて」の中で、言^{こと}霊^{だま}を次の三段階に分類している。

第一段 言うことそのままが即ち実現すると考えた言^{こと}霊^{だま}(言語活動の神霊観)

第二段 言い表された詞華の霊妙を讃した言^{こと}霊^{だま}(言語表現の神霊観)

第三段 祖先伝来の一語一語に宿ると考えられた言^{こと}霊^{だま}(言語機能の神霊観)

折口信夫は「古代研究」で、次の四つを言^{こと}霊^{だま}の意味としている。(豊田国夫著言^{こと}霊^{だま}信仰)

- 1, 古来、伝誦の古詞章の内には不思議な威力が潜在していて、それらが発揮されるのは唱える時であること。
- 2, それが対者を屈服せしめる勢の源となること。
- 3, 呪術の媒介として、特殊の関連を持った詞章があると考えたこと。
- 4, ト占の威力も、この信仰によって行われるものとしたこと。

言^{こと}霊^{だま}については、言^{こと}霊^{だま}学と云える程言^{こと}霊^{だま}の研究が進んでいるが、音^{おと}霊^{だま}には辞典にも明記されたものはなく、その使用方法も種々であり、明確な定義づけは未だされていない。

文献上にみられる音^{おと}霊^{だま}については、次の二点、友清歎真(1888～1952年)の友清歎真全集、七沢賢治(1947年～)言^{こと}霊^{だま}設計学があげられる。

友清歎真は、友清歎真全集第一巻霊学筌蹄第六章に音^{おと}霊^{だま}法をとり上げ、次のように説明している。

京都大学の某教授が或る朝早く登校して平生の開講時間よりも十五分ほど早く唇を切った。曰く「余は今日払暁眼ざめて静座していると知恩院の鐘の

声が余韻長く聴えて来た。余は神気恍惚として其の鐘声に合体して了った。鐘声以外に余自身が心身共に無くなってすった。世界が鐘声のみになって了った。・・さて聞く、昔からの名鐘といふものは其の中味に黄金が鑄込であるさうで、それが為にこの妙音を発し、千年の後までも人心を浄化せずにはおかぬ。黄金は鐘の外面に現れて居らぬから誰の眼にも止まらぬ、全く我を殺してかくれて居る、けれども其の犠牲の力、利他献身の誠が千年の後までも人心を浄化するの大功業を成している。人間も此の名鐘中に鑄込まれた黄金の如くでなければならぬ。」と、満堂の学生は水を打ったように静かに傾聴し、講堂の壁も黒板も硝子戸も机も学生も教授も此の瞬間ただ鐘声に合体して了った。その時この校舎の屋根の上は光り輝いていた。

あはれ、音^{おとだま}霊ほど世に奇^くしびなるものは無い。世の一切の活動が音^{おとだま}霊によって起こり、世の一切の生命が音^{おとだま}霊とに流れている。久遠の過去より久遠の未来に流れている。故に古の聖人は礼楽によって世を治め、天岩戸も音^{おとだま}霊によって開かれた。一切心、一切物の根元が電子よりも更に玄のまた玄になる極微^{おとだま}霊子(一^{おとだま}霊四^{おとだま}魂)であり、それが直ちに生命であり、それが直ちに音^{おとだま}霊である。・・宇宙が音^{おとだま}霊で経緯されてあるから宇宙の一切が音^{おとだま}霊の雄走によって動かさるのである。言^{ことだま}霊も音^{おとだま}霊であるが、人間の口腔より出る音^{おとだま}霊を言^{ことだま}霊と云ひ、それ以外は一切の音^{おとだま}声を音^{おとだま}霊と狭義に解されている。宇宙間には時として所として音^{おとだま}声のない処はない。人間の地^{くにつたま}津魂の耳の聴き得ざる時も、人間の天^{あまつたま}津魂の耳が聴き得る音^{おとだま}声が存在する。宇宙そのものが音^{おとだま}霊そのものである。科学は音^{おとだま}覚(聴覚)の器官は耳であると教える。解剖学では外耳中耳内耳の三つに分けて説明し、音波の振動が内耳の粘液を伝わって聴神経を刺戟する道順に就ても可なり複雑に教えて呉れるが、実は皮膚にも毛髪にも足の裏にも耳がある。耳というものは額の両面と壁とにのみあるわけでは決してない。故に電車内に並んで座している若い男女は初対面でまた一切沈黙していても、実は盛んに会話を交えている。

音^{おとだま}霊の雄走は神気の活動で、万物みな此の音^{おとだま}霊の雄走によって感応せぬものはない。

又、友清^{おとだま}歎真は、友清^{おとだま}歎真全集第一卷神機^{おとだま}鈎玄の中に音^{おとだま}霊治病法をとり上げ次の様に説明している。

「先ず正座して、軽く閉眼して数分時間呼吸を調へたる上(深呼吸にあらず普通の呼吸を正しく静かにおちつけるのみ)それより初心者は静かに時計の音を聴くを最も可とす。聴覚の鋭敏なる人なれば、机の前に正座して机の上に懐中時計を置いて其のセコンドを刻む音を聴くも可なれど、初めの間は少しく音響の大なるを便とする関係上やはり置時計(目醒時計)を置いて其の音を聴くを可とす。少なくとも十五分間以上、長く一時間にわたるも敢えて苦しからず、そ

の場合と身体の都合とによりて適宜に修行してよし、而して自身の病気を治せんとする場合も只だ右の如く正座して音を聴きて居りさえすれば宜しきにて、自己の病気を治せんと思念する必要も何もなく、又た其の他の物事を思ふもよし思わざるもよし、無念無想にならんなど夢にも考へる必要なし、雑念起らば雑念も結構、雑念と共に音を聴くべく、ただひたぶるに音を聴くことだけを忘れぬやう、音を聴くことだけは心を離さぬやうにして居ればよし。」

要するに音^{おとだま}霊の法を修行して居れば誰でも直ぐに心の安定が得られるのである。これは自律神経やホルモンが調節され、心臓の機能が正調になり白血球の作用が盛んになって身体の調子がよくなって来るからである。

七沢賢治は言^{ことだま}霊設計学第四章「言^{ことだま}霊は音^{おとだま}霊となり、現実を変える」と題し、次の様に説明している。

「言葉を音として発声すると、それは言^{ことだま}霊であると同時に音^{おとだま}霊にもなる。また、その音^{おとだま}霊には理念ばかりでなく感情も託される。

人の感情は発声のイントネーションや強弱、リズムなどに自然に表れる。そこには言葉として語られている内容以上の情報が込められるからである。つまり、発声には感情の微妙なニュアンスが表現されており、聞き手もまた、その音^{おとだま}霊の印象から感情が喚起されることになる。これらのことから、言^{ことだま}霊は理念を伝え、音^{おとだま}霊は感情を伝えるものと考えられる。」

音^{おとだま}霊は情動、情緒、情感を伝えるのに最適であり、その意味で音楽はそれらを伝えるための言語だと云えろとし、純正律について次の様に説明している。

「音楽において音の周波数を規定する音律理論では、分離唱(佐々木基之の提唱)は完全に調和のとれた純正律のハーモニーを実現するものである。」

西洋の伝統音楽の主な音律には周波数が整数比となる純正律音階と指数関数による周波数比となる平均律音階があり、転調や移調の容易さから現在は平均律音階が一般的である。しかし、平均律のハーモニーは各音の周波数が整数比にならないことから、完全に調和のとれた響きとはならず、ひずみを含んだハーモニーになる。

一方、分離唱のハーモニーや自然音は純正律の響きをもっている。

人を含めた生き物にとって、純正律は生理的に自然な響きであるとされており、また、純正律のオルゴールを扱う店ではその音色のおかげで店員が疲れを感じにくいという話もある。

以上言^{ことだま}霊と音^{おとだま}霊について、文献に出ているものを中心にまとめてみた次第です。

ピアノ調律師、秘密の仕事

玉木宏樹遺作

*調律師は正確な音程を調律しているのではない。彼らは音階を高度の技術で、高度に狂わせているのである。

*調律の狂ったピアノとは、狂い方のバランスが崩れた状態を言う。調律し直すということは、改めて均等に狂わせることである。

*ピアノの調律、つまり、平均律が正しいというのは大間違いで、それを信じているかぎり、本当に綺麗な「ドミソ」には一生巡り合えないという悲劇になる。

*「平均律」というのは、平均的に音を狂わせていく調律法である。

*ピアノ用の「ドミソ」は大量生産のために純粋な美しい響きを犠牲にしている。

*1 オクターヴを単純に 12 個の半音に均等に割り振った平均律は、かえって現代人の聴覚を退化させてしまっている。

*ただの比喩的表現でしかないが、1 を 12 で割っても永遠に割り切れない。

*現代人の方が昔より耳がいいはずだと思っているのは傲慢以外の何物でもない。昔の作曲家や演奏家は自分でピアノの調律をした。いまそんな音楽家は一人もいない。かえって耳が悪くなっているのではないか。少なくとも美しいハーモニーを聞き分けることにおいては昔の方が敏感だった。

*バッハは 15 分で自分の楽器を調律したという。まさに、天才的に耳がよかったのだ。

誰にでもできる本当に美しい「ドミソ」のだし方。

*ピアノの「ド」と同じ高さの「ド」を誰かに歌ってもらうか、シンセサイザー類で奏き延ばし、誰かに「ソ」の高さをきれいにハモるように歌う（自分で歌って録音しておいてもよい）。この「ドソ」に綺麗にハモるように「ミ」の高さを歌う。この「ミ」をピアノの高さと比べるとあまりの違い（かなり低い）にびっくりするはずだ。この「ミ」こそが平均律のピアノでは絶対に表現できない純正な「ミ」なのだ。

*ギターの上の三弦は下から「ソシミ」と調弦されている。それを「ソシレ」と調弦しなおす。そのとき、「ソ」はピアノの高さに合わせておく。そして特に「ソ」と「シ」がきれいな澄んだ響きになるように注意深く調弦する。出来上がった「シ」の高さをピアノの「シ」と比べてみると全然低いはずだ。この低い「シ」はト長調の「ドミソ」の「ミ」にあたる。（「ドミソ」の「ソ」にあたる「レ」はピアノに比べて少しだけ高くなっているはずだ）

実は歴史の浅い平均律

*ピアノが発明されたのは 1709 年、普及しだしたのは 1780 年頃。ちょうどモーツァルトの生存中のこと。このころのピアノの調律は中間音律でなされ、「ドミソ」は、いまよりもっと綺麗だった。モーツァルトは「自分の曲を平均律で奏く奴には殺意を覚える」と言ったといわれる。

*ピアノに平均律が搭載されたのは 1842 年のこと。でもまだまだ一般には認知されなかった。日本は幕末、天保 3 年、「異国船打ち払い令」緩和の年で、ペリー来航の 11 年前のこと。アメリカでは、カナダとの国境が確定した年である。

*平均律が普及するようになったのは、1885 年に平均律調律法の公式が確定してから 1900 年の間にかけてである。日本は、明治 18 年以後のころだ。それ以前に活躍した古典派、前期ロマン派の作曲家の夥しい数にのぼるピアノ作品はすべて平均律で演奏するために書いたものではない。

古来、世界中の音階はピタゴラスだった。

*中国も日本もスコットランドもロシアもみんなピタゴラス音階だった。余りにも当たり前のごとで、別にピタゴラスが偉かった訳ではない。

*グレゴリアンチャントもピタゴラスだった。日本の仏教音楽、声明もピタゴラスであり、似ているのは当然である。

*ヨーロッパでは天井の高い、余韻の深い教会で歌うことによって純粋な「ドミソ」を発見していった。

「コーラスの楽しみ方について」

コーラスの語源がギリシャ悲劇にあるということはみなさん御存知でしょうが、コーラスは、ドラマの進行をつかさどる重要な「語り部」であったということは、忘れられがちです。やがて、「グレゴリオ聖歌」の時代になり、コーラスは「神」への「語り部」となりました。どこでどう枝分かれしたのか、日本でも「声明」という、「グレゴリオ聖歌」とよく似た合唱があります。

振り返ってみて今の日本のコーラスの現状を見るに付け、「語り部」の重要な要素、つまり「言葉」をつたえるということが少しおろそかにされているのではないかと思え、残念でなりません。

さて、「グレゴリオ聖歌」も「声明」も基本はユニゾンです。では、現在のコーラスの重要な要「ハーモニー」はどういうふうに進化したのでしょうか。それは、天井の高い石造りの教会のなかで歌う「聖歌」のユニゾンが、天国的な倍音の美しさを生み出し、それに気づいた人達が、恐るおそる、声部を増やしていったのです。最初は、オクターブユニゾンであり、次は、完全五度の平行でした。そして「ドミソ」のハモリの天国的な美しさに到達したのです。

ところで、この天国的な「ドミソ」のハモリは、今のピアノやオルガンに使われている、「平均律」の調律では絶対に不可能な音程だということに気づいていない日本人が多すぎるのには驚かされます。なぜなら、多くの人が、ピアノで音程を訓練しているからです。「平均律」は確かに便利な調律ですが、その便

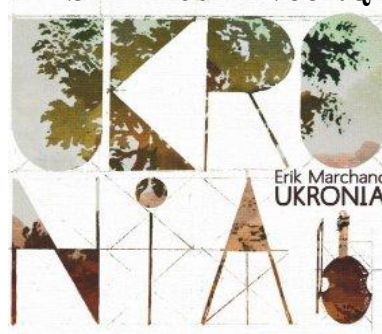
利さのために、和音の美しさを犠牲にしているということは、ヨーロッパの人達はよく知っているので、コーラスをピアノの音程で訓練するなどということはありません。それぞれのパートが、自分たちの耳で、ハモル訓練をするのです。ソルフェージュの基礎訓練の書「コールユーブンゲン」の前文で、この教則本は決して「平均律」のピアノで音程をとってはならないと書かれていることに注意を払っているひとがどれだけいるのでしょうか。

いま、欧米では、古楽のコーラスの嵐が吹きまくっています。彼らは決して平均律では歌っていません。すべて、「純正律」にのっっています。

CD レビュー純正茶寮
〈 UKRONIA 〉
純正律音楽研究会理事 黒木朋興

UKRONIA
Erik Marchand
Label: Innacor

ASIN : B00BMVJJRQ



以前に紹介したブルターニュのヴォーカリスト、 Erik Marchand (エリク・マルシャン) の 2013 年の作品である。ブルターニュの伝統音楽を基に東欧の音楽などを取り入れながら独自の楽曲を作り出しているミュージシャンであるが、今作品においてはヴィオラ・ダ・ガンバやウードなどの古楽の諸楽器を取り入れるのに成功している。

ヴァイオリンが野外の演奏用に大きな音を出すことが出来るのに対し、ヴァイオール属の楽器の特徴は室内に適するように優しい音を出すことにある。ヴァイオリンと違ってフレットがあるので使用の出来る調の範囲は狭まるが、室内での演奏用に開発されたこれらの楽器のきちんとしたハモリが放つ静かな響きは甘美で心地よい。

ブルターニュの伝統音楽と古楽の見事な融合である。

玉木さんがこのアルバムを聴いたら、きっと、ハープとヴァイオリンと琴でブルターニュのモードを思わせる新作に取りかかっていたことだろう。

日本の領土問題

純正律音楽研究会 正会員
弁護士 齋藤昌男

1. ウェストファリア体制

領土と言う概念は、ウェストファリア体制から始ったとされています。1648年にドイツ西北部ウェストファリア地方のミュンスターとオスナブリュックでドイツ、フランス、スウェーデン等で30年戦争の終結のための講和条約が結ばれました。これは近代的な国際条約の元祖と言われ、後の国民国家体制の形成に影響を与え、その体制をウェストファリア体制と言います。この講和条約が出来たことで固有の領土を持つ国家（主権国家）が誕生しました。主権国家は、自国の領域をはっきりさせ、隅々まで主権を及ぼそうとするので、領域の境界をめぐる争いも出て来ます。ある陸地部分にA国とB国の双方が主権を及ぼそうとして、お互いに譲らなければ、どちらの主権が優位に立つのかを決着をつける必要が出て来て、これが領土紛争、国境紛争です。

2. 基礎的な用語

(1) 領域

領域とは、ある国の主権がおよぶ範囲のことで、陸地を領土、周辺海域を領海、領土と領海の上空部分を領空と言っております。

(2) 領土

領土とは、国家の領有権が認められる陸地（河川・湖沼を含む）を言います。ただし、広義には‘領海’及び‘領空’を含めた領域の概念と同義で用いられます。国家が領土を取得するには、他国との合意（‘割譲’、交換等）、一方的行為（‘占拠’、征服等）、自然的原因（海底の隆起に伴う‘添付’等）のいずれかの権原に基づくことが必要であるとされています。

(3) 領海

領海とは、領土の海岸線から一定の距離の海域をさし、「海洋法に関する国際連合条約」（通称・国連海洋条約、1994年発効）によって、その距離は最大12海里までとされています。日本は、原則として基線から12海里（約22.2km）と定めております。（海峡など一部の特定海域では3海里）。

もともと領海という考え方は、オランダで生まれたといわれています。18世紀の初め、イギリスとフランスの戦争に巻き込まれなくなかったオランダは、自国の沿岸に軍艦が近づいたら、どこの国であっても砲撃すると宣言しました。こちらの大砲の弾丸が届く距離に入ってきたら撃つぞ、というわけです。その距離が3海里（約5.6km）でした。なお参考までに申し上げます。1時間に1海里（1852メートル）の速度を1ノットと言います。

(4) 領空

領空は、領土と領海の上方空間のことで、領空の上限は無制限でしたが、現在は「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」（通称：宇宙条約、1967年発効）で、宇宙空間の領有が禁止されています。

これによって宇宙空間に属する部分は領空に含まれないことになりましたが、領空と宇宙空間との境界は大気圏というだけで明確には確定されていません。

3. 日本の領土は、何によって決められているのか。

意外なことに、日本の領土は国内法に規定がありません。どこからどこまでを日本の領土とすると決めた法律はないのです。領海や排他的経済水域の基点となる直線基線が定められているだけです。現在日本の領土を決めたのは、第二次世界大戦の対日講和条約である「サンフランシスコ平和条約」です。

サンフランシスコ平和条約における日本の領土の決め方は消去法です。終戦時に日本が支配していた地域の中から、放棄すべき地域をリストアップしていき、残った地域だけを日本の領土として認めるというやり方です。

条約は第2条で冒頭、朝鮮の独立を承認し、続けて日本が権利を放棄する地域を、固有名詞を挙げて示しました。

たとえば、

① さいしゅうとう 濟州島、きよぶんとう 巨文島、うつりょうとう 鬱陵島を含む朝鮮

② 台湾、ほうこ 澎湖諸島

③ 千島列島。南樺太とこれに近接する諸島

などです。竹島も尖閣諸島も含まれていません。

4. 尖閣諸島

(1) 石垣島の北北西約175km、台湾の基隆の北東約190kmにある無人の島嶼群で、魚釣島（周囲約10km、面積3.82km²、標高362m）、北小島（周囲約3.1km、面積0.31m²、標高125m）、南小島、久場島、大正島の5島と3つの岩礁からなります。周辺の波は荒く、人を寄せ付けないゴツゴツした岩礁がむき出しになっています。

[位置] 北緯25度46分、東経123度29分（魚釣島）

[住所] 沖縄県石垣島登野城とのしろ

[面積] 6.3km²（総面積）

(2) 東京の南方160km、新島の南3kmにある式根島は、周囲約12.2km、面積3.69m²、標高109mでありますから、魚釣島は式根島位であります。

(3) 歴史

18世紀以前

琉球（沖縄）では古くから島の存在は知られていました。また、琉球に向かう明の使節らは、航路の標識として認識していました。

1708（宝永5）年

琉球士族の名護親方寵文が著した『指南広義』には、釣魚台、赤尾嶼、

黄尾嶼、姑巴甚麻の表記があります。

1872（明治5）年

琉球王国を廃止して琉球藩を設置。

1884（明治17）年

福岡出身の実業家・古賀辰四郎、大阪商船・栄康丸で魚釣島等を探検。

1885（明治18）年

古賀辰四郎、尖閣諸島での羽毛採取のため沖縄県に借地契約を請求。内務省は沖縄県庁に尖閣諸島の調査を内々に命令する。大城永保、魚釣島の観察報告書を沖縄県庁へ提出し、石澤兵吾に無人島であると報告。

1895（明治28）年

1月 日本政府、尖閣諸島を日本領とし沖縄県への編入を閣議決定。

1896（明治29）年

9月 内務大臣、古賀辰四郎に魚釣島・北小島・南小島・久場島4島を30年期限で無償貸与認可。

1919（大正8）年

中国福建省の漁民31名が遭難して魚釣島に漂着。島の鯉節工場で働いていた日本人が救助。

1920（大正9）年

中華民国長崎総領事、石垣村、古賀善次（古賀辰四郎の長男）らに遭難者救助の感謝状を贈る（感謝状には「日本帝国沖縄縣八重山郡尖閣列島」と明記されていた）。

1932（昭和7）年

日本政府が古賀善次に、魚釣島・北小島・南小島・久場島の4島を有償で払い下げる。

1940（昭和15）年

戦況悪化のため尖閣諸島の住民が全員引き上げ、無人島になる。

1951（昭和26）年

9月 サンフランシスコ平和条約に調印。尖閣諸島は日本領土のまま米国施政下になる。

（4）感謝状の和訳

1920年の感謝状は、当然の事ながら漢語で書かれていますが、和訳すると以下の様であります。これは、中国政府が「尖閣諸島は日本領」と認めている公の文書であります。（ブックマン社発行、尖閣・竹島・北方領土63ページ）

中華民国八年冬

福建省恵安県の漁民である

郭合順ら31人が嵐に遭って

遭難し漂流して

日本帝国沖縄県八重山郡

尖閣列島内の和洋島

（魚釣島の別名）に漂着

日本帝国八重山郡石垣村雇用

たまよ せそんぼん
玉代勢孫伴君は親切に救護し、

故国に生還させてくれた

まことに義をみて

ためらわないものであり

深く感服し

この書状の贈呈をもって

感謝の気持ちを

表すこととする

中華民國駐長崎領事 馮冕

中華民國9年5月20日

これを一読すれば、中国政府が尖閣諸島を「日本の領土」だと認めていることは明らかです。

5. 竹島

(1) 概要

- ① 竹島は島根県・隠岐島の北西157キロメートルの日本海に浮かぶ小島。
- ② 西島、東島の2島と数十の岩礁からなる。
- ③ 日比谷公園より少し広い程度の面積。あるいは東京ドーム約5個分。
- ④ 飲料に乏しく、人も常駐するに適しない。
- ⑤ 2012年8月李明博大統領が竹島に上陸。
- ⑥ 2011年だけで約17万人の観光客が訪れた。
- ⑦ 1982年「独島(トクト)はわが領土」という歌が作られ、韓国では知らない人はいない、と言われている。
- ⑧ 江戸時代初期の日本人は鬱陵島で漁を行っており、竹島は隠岐島から鬱陵島へ渡る途中の中継地として、またアシカやアワビなどの漁獲地として利用された。
- ⑨ 竹島周辺の海は、南からの対馬暖流と北からのリマン海流がぶつかる潮境。霧が良く発生し、1年の85%が曇りか雨ないし雪。

[位置] 北緯37度14分、東経131度52分

[住所] 島根県隠岐郡隠岐の島町竹島

[面積] 約0.21km²(総面積)

(2) 歴史

1903(明治36)年

隠岐島で主にアワビ採取の事業を行っていた中井養三郎が、竹島でアシカ捕獲事業を計画。中井は、竹島を10年間、国から貸与してもらおうとしたが、竹島の帰属が曖昧だと知り、領土編入願いを併せて出した。

1905(明治38)年1月28日

島を「竹島」と命名したうえで領土編入を閣議決定した。

※ 国際法的に見ると、竹島の領土編入は「先占」

先占の要件は、①無主地、②領有意思、③実効的支配

1910(明治43)年8月

- 韓国併合条約調印。以降1945年まで朝鮮半島は日本の植民地となる。
- 1946（昭和21）年
GHQの指令第677号で、日本の行政権がおよぶ範囲から竹島が外れる。
- 1948（昭和23）年
李承晩が、大韓民国建国を宣言し、初代大統領に就任。
- 1951（昭和26）年
梁韓国大使が、米国に独島（竹島）の領有を求める書簡を出すも「ラスク書簡」で拒否される。
9月サンフランシスコ平和条約調印（竹島は日本領と認められる）
サンフランシスコ平和条約が発効したのは1952（昭和27）年4月28日
- 1952（昭和27）年1月
李承晩ライン設定。328隻もの日本漁船が拿捕され、死傷者は44人に達し、3929人の船員が韓国側に抑留。
- 1965（昭和40）年
日韓基本条約が調印。このとき、日韓漁業協定が結ばれ、李承晩ラインは、撤廃。しかし、竹島問題は棚上げ。
- 1965（昭和40）年
日韓両国、国際海洋法条約批准。李承晩ライン廃止。竹島問題は交渉せず。
- 2005（平成17）年3月
島根県が条例で、2月22日を「竹島の日」に制定。

6. 北方領土

(1) 概要

① [位置] 北緯45度33分、東経148度45分（択捉島の最北端）

[住所] <択捉島> 択捉島^{るべつ}留別村、紗那郡^{しゃな}紗那村、薬取郡^{しべとろ}薬取村

<国後島> 国後郡^{とまり}泊村、留夜別村^{るよべつ}

<色丹島> 色丹郡色丹村

<歯舞群島> 根室市

[面積] 5036km²（総面積）

北方四島は、沖縄諸島よりも大きく、総面積は千葉県や愛知県に匹敵。豊かな自然と豊富な漁場があります。現在約1万7千人のロシア人が住んでいるそうです。

② 地形や地質からすると、択捉島と国後島は、北海道中央部から知床半島を経て千島列島に延びる千島火山帯に属しています。択捉島には1000メートル級の火山がいくつもそびえています。島の中央部の^{ひとかつぶ}単冠湾は、ハワイ真珠湾攻撃のとき空母機動部隊が集結した地です。国後島には北方4島の最高峰の^{ちやちやだけ}爺爺岳があり、標高は1822メートルあります。歯舞群島は平らな地形の島が多く、色丹島は比較的ゆるやかな丘陵地で、どちら

も根室半島の延長と言える地質構造です。

③ 気候については、北海道本土と比べ特に厳しいわけではありません。これは陸地よりも温度が下がりにくい海の影響を受けるためです。そして、夏場は霧が立ち込める日が多くあるそうです。

(2) 歴史（主として出窓社発行の「日本の国土と国境」の100ページより引用）

1615（元和元）年

松前藩が、ナメシ*地方のアイヌから贈られたラッコの皮を江戸幕府に献上（『新羅之記録』）

*ナメシは東方の意で北方の島々を指す。

1635（寛永12）年

松前藩、藩士に蝦夷島を探検させ、初めて国後、択捉や北方の島々の地図を作成する。

1644（正保元）年

松前藩が作成した地図『正保御国』に「くなしり」「えとほろ」「うるふ」を記載。

1754（宝暦4）年

松前藩が国後島に交易場を開設（アイヌ交易が活発になる）。

1786（天明6）年

最上徳内、択捉島に渡り、ロシアの南下の様子を調査。

1798（寛政10）年

幕府、択捉島に近藤重蔵らを派遣「大日本恵登呂府」の標柱をタンネモイに建立。

1799（寛政11）年

幕府、北方4島を含む東蝦夷地を直轄地とする。

ロシアは18世紀初頭に千島列島に進出したが、択捉島とそれ以南の島々に幕府が番所を置き警備を固めたため、択捉島には来島しなかった。

1800（寛政12）年

高田屋嘉兵衛、択捉航路を開き、択捉島に17ヶ所の場所（交易所）を開く。

1807（文化4）年

4月 択捉島紗那と内保の南部藩・津軽藩の会所をロシア船が攻撃・略奪（紗那事件）。

1811（文化8）年

千島近海を測量中のロシア船のゴロウニン船長が、国後島で南部藩に捕えられ、函館・松前で監禁される（ゴロウニン事件）。翌年、高田屋嘉兵衛が国後島付近でロシア船に捕えられる。

1813（文化10）年

日ロ両国の間で、国境を決める交渉が始まるが結論は出ず。

1855（安政元）年

「日魯通好条約」締結。日ロ間の国境を択捉島と得撫島の間で決定。樺太は両国民の雑居地。

- 1869（明治2）年
明治政府は札幌に開拓使を設け、蝦夷地を北海道と改称し、11カ国86郡を各藩の支配下に置いた（明治4年に廃藩置県で開拓使直轄に移行）
- 1875（明治8）年
ロシアと「樺太千島交換条約」を結び、得撫島以北の18島を日本領とする。
- 1880（明治13）年
色丹、国後、択捉の3島に村役場を設置。
- 1939（昭和4）年
北海道庁、千島列島開発のため択捉島紗那村に千島調査所を設置。
- 1941（昭和16）年
4月 日ソ中立条約に調印
- 1945（昭和20）年
8月9日 ソ連は日ソ中立条約を一方的に破棄し、対日参戦。14日 日本はポツダム宣言を受諾、15日 第二次世界大戦終結。18日 ソ連軍、千島列島への攻撃を開始。9月5日 ソ連軍、北方4島を占領。
- 1951（昭和26）年
サンフランシスコ平和条約に調印。日本は、千島列島と南樺太（南サハリン）を放棄するが、千島列島には北方4島は含まれていない。
- 1956（昭和31）年
10月 鳩山一郎首相訪ソ、日ソ共同宣言でソ連と国交回復。第9項で、平和条約締結後に歯舞諸島、色丹島を日本に引き渡すという条文が盛り込まれる。
- 1981（昭和56）年
日本政府は2月7日を「北方領土の日」とすることを閣議決定。

以上

**【偶然のみちびき】
ブルーレイ・オーディオ編**

純正律音楽研究会 正会員
翻訳家・きき酒師 川合 浩

表題のブルーレイ・オーディオはご存知でしょうか？
以前はDVD Audio というものがありましたが、過去形で書きましたが、もうこのパッケージでは新譜が出ないという意味で過去形になってしまいます。
ブルーレイ・オーディオについては後に譲るとして、DVD-Audio (DVDA) の出会いも偶然でしたのでこちらから。

DVD-Audio との出会い

十年近く前、2005年だったと思いますが、パナソニックのDIGA、いわゆるDVDレコーダー、当時としてはハイエンドのモデルを購入しました。取扱説明書を読んでいるとDVD-Audioを再生できると。CDの音源フォーマットは44.1kHz/16bitですが、DVDAは192kHz/24bitまで可能。可聴域を超えた音に興味ある者としては当然むむつとなります。DVDAのソフトを数タイトル購入し聴き始めました。聴いていると、高音質ソフトということで制作側も演奏者もそれなりの心構えがあるようで、それぞれ結構いいのです。そうこうする内に、レコードのデジタル化に購入したサウンド・アダプタ付属のソフトに、DVDAを焼く機能があることを知り、DVDAを自分で焼く様になりました。といっても沢山ではなく、私のコレクションしている女性シンガー・ソングライター門あさ美さんのアマチュア時代のLPも含めての、数枚が対象でした。レコードからの音源ですので、例のプチパチノイズの多いものもあり、音源編集ソフトのノイズリダクション機能を使ってみたりしましたが、当時の機能ではノイズだけでなく本来の音まで削ってしまう様で、ソフトでのプチパチノイズの自動除去はあきらめ、手で波形編集をする手動ノイズ除去に着手したことも。この時はLP一枚でおそらく、ノイズを取りたい一心でしたので、1000か所以上は波形編集したのではと思います。今ではよき思い出です。

Bru-ray Audio との出会い

こちらは昨年春ぐらいからその名前は耳にするようになり、初めて聴いたのは麻倉怜士さん講師の試聴会で昨年の秋ぐらいだったと思います。こちらの音源フォーマットはDVDAと同じく192kHz/24bitまで可能。ただし、メディアがBDとDVDで異なり、読み取りのレーザーが通過するディスク保護層の厚さが大幅に異なるため、音の再生にはBDの方がより優れているとのこと。ちなみに、Blu-ray、DVD、CDで、その保護層の厚さはそれぞれ0.1mm、0.6mm、1.2mmです。



前述の試聴会后、そう言えばBDAも自分で焼けるのではないかと調べた結果、やはりそういうソフトがありました。麻倉さんに連絡してみると、氏もDVDAを焼いている頃使用したことがあると。

またまた、レコードをデジタル化して光学ディスクに焼く作業、今度はブルーレイ・ディスク。DVDAの頃はレコードの再生は通常の針式、MC針を使用し、イコライザーにはClearAudio社のMicroBasicを使用していました。しかし、今度はその再生にレーザーターンテーブル。

レーザーターンテーブルとの出会い

こちらの出会いはDVDAを焼いている頃。たまたまレーザーによる機器があると知り、レコードを何枚か持参し、2005年の秋、会場は天王洲だったと思いますが、試聴会に行ってみました。そこで、メーカーであるELP社の千葉三樹社長と初めてお会いしたのですが、お話ししていて購入する気になりました。ただし、価格が結構なものなので、その気になっただけで、実際の購入に至る

まで5年以上経過しました。たまたまその年はアルミ筐体モデルが出て、結局100台限定でその年のみの限定モデルとなりました。代官山の蔦屋書店のCD/レコード売場にも導入されていますので、ご興味ある方はご覧になっていただくと良いかも知れません。もちろん、拙宅にいらしていただいても結構です。

レーザーターンテーブル(LT)の特長としては、非接触、リニアトラックキング、読み取り部は光ですので質量ゼロ(慣性なし)、音溝壁面のスタイラス未接触領域のトレース可、アナログ処理などがあります。主観としては、特に「質量ゼロ」が再生される音楽性に大きく影響していると思います。針式の場合と比較すると僅かの差ですが聴感上の差は大きいと思っています。

LPをLTで再生、DSDで録音、Bru-ray Audioを制作

こうして、レコードをレーザーターンテーブルで再生して、1bit/2.8224MHzのDSDで録音して、Bru-ray Audioを制作するまでの工程が、自宅で完成しました。

制作したBDAディスクをDIGA 2011年春のハイエンドモデルで再生してみると、これがいいのです。まず、音源がレコードとは思えない。たまに意識するプチパチノイズでレコード由来かと思いますが、音はとて素晴らしいと思います。友人にも聴いてもらったのですが、レコードからとは信じられないという感想。これなら手持ちのレコードを全部BDAにしてももらいたいとも。

仕事としての Bru-ray Audio 制作

自作したBDAの音もとても良いので、これを仕事にしたいと目論んでいます。レコードの再生は等速再生ですので、再生の実時間がかかり、ディスクの制作までには手間暇も結構かかるのですが、この音を聴いてもらいたいという気持ち勝ちで、とりあえずイントロダクトリー・オファー、ご紹介ということもあり、頼みやすいと思われる価格帯でお受けしようかと思っています。ご興味ある方は、次のメールアドレスまでご連絡ください。

kawai@m78.com

<p>新連載 !! 玉木宏樹、幻の書籍 「音楽著作権と JASRAC 問題」 その 4</p>

玉木宏樹遺作

*誰も知らない戦時加算

直接 JASRAC には関係ないのですが、日本は終戦後、音楽著作権上では、とんでもない賠償金を払わされ続けています。それは、音楽関係者を含め、殆どの人が知らない音楽著作権使用料の戦時加算です。一時、国連の敵国条項が話

題になりましたが、敵国条項とは第二次大戦のとき、英米仏の連合側に対して戦った日独伊の機軸国側に対する制裁行為ですが、実際にはどういう制裁があるのか、殆ど知りません。週刊アエラの田岡氏が敵国条項廃止運動に対し、実際には何の罰則も制裁もないのだから、無意味だ、と何度もTVで言っていますが、実に見事な無知ぶりをさらしています。

この音楽著作権の敵国条項適用というのは次のようなものです。日本は戦時中に著作権保護を怠って連合側作家に多大な損害を与えたとして、戦時以前、戦中に作られた著作権保護期間を大幅にのばしたもので、大体、10年間の期間延長です。その根拠は戦時状態を解消する為に結んだサンフランシスコ平和条約の締結日(大体、1952年の4月頃)から、1941年12月8日を引いた日数で、英、米、仏、豪、加、等は3794日であり、およそ、10年間となります。この10年間延長は日本に甚大な経済的損失を生じさせています。欧米では作家の死後50年で著作権はフリーになり、使用料は生じませんが、日本ではその後、約10年間は、使用料を払わされて続けています。そのため、ジャズやシャンソンの名曲の大半は欧米ではフリーとなっているのに、日本は使用料を取られています。もう過去の話になりますが「ジムノペディ」などのピアノ曲で有名なサティ(1866～1925)は、長い間日本版の楽譜はありませんでしたが、1986年から、夥しい量のサティの国内譜が出回りました。またフランス盤でフィリップ・アントレモン演奏のCDも売り出されましたが、この盤は日本限定販売でした。このことはすべて、10年間の戦時加算が切れたことによる現象です。

この敵国条項の件ですが、著作権の戦時加算は、原則として、ドイツ、イタリアにも課されることになっていたのに、この2国に対しては、どの国も実際に請求してはいません。日本は明らかに国際的に差別されています。このことをJASRACは時々問題にしてきましたが、こういう問題は、明治時代の不平等条約解消と同じで、国家が本気にならないと解決できないのと同時に、国民がこの事実を知っていないと話になりません。私はCDの編曲等で何回もこの戦時加算に引っかかりましたが、音楽出版社の関係者には、とても詳しい人も何人かいて、「あっ、その曲は、あと1年ダメです」という風に生き字引に思える人達は、本当は戦時加算反対の筆頭に立たなければいけないのではないかと.....。

最後に戦時加算の表を書いておきましょう。

平和条約批准日と加算日数

国名	批准年月日	加算日数
イギリス	1952年1月3日	3794日
オーストラリア	1952年4月10日	3794日
カナダ	1952年4月10日	3794日
ニュージーランド	1952年4月10日	3794日
パキスタン	1952年4月17日	3794日
フランス	1952年4月18日	3794日

セイロン(現スリランカ)	1952年	3794日
アメリカ合衆国	1952年4月28日	3794日
ブラジル	1952年5月10日	3816日
オランダ	1952年6月17日	3844日
ノルウェー	1952年6月19日	3846日
ベルギー	1952年8月22日	3910日
南アフリカ	1952年9月10日	3929日
ギリシャ	1953年5月19日	4180日
レバノン	1954年1月7日	4413日

今後のスケジュール

2014年9月20日土曜日 昼の部 13時30分開場 14時開演
夜の部 17時30分開場 18時開演

“音の自然食”【純正律音楽コンサート】

会場：【ラ リール】(地下鉄丸ノ内線 茗荷谷駅 徒歩5分)
東京都文京区大塚 3-21-14 (Phone : 03-3942-2830)

出演：水野佐知香(Vn.)、三宅美子(Hp.)、吉原佐知子(箏)

入場料：昼の部 3,500円 (会員特別価格3,000円)

夜の部 3,500円 (会員特別価格3,000円)

昼夜通し 6,000円 (会員特別価格5,000円)



おたより募集!

会報のご感想、ご意見、純正律音楽にまつわること等々、なんでもお寄せ下さい。たくさんのお便りを、お待ちしております。

次号の【ひびきジャーナル】にてご紹介させて頂きたいと思っております。

〒168-0072

東京都杉並区高井戸東 3-2-5-102 NPO 法人 純正律音楽研究会

お電話：03-5317-0291 FAX：03-5317-0289

e-mail：puremusic0804@yahoo.co.jp

http://just-int.com/

平成26年5月20日 発行責任者：NPO 法人 純正律音楽研究会

編集：相坂政夫